

本県での豚コレラの疑似患畜確認に伴う 車両消毒の実施および移動自粛について

2月6日、近江八幡市内の養豚場において、豚コレラの疑似患畜が確認されました。今回の豚コレラの確認に伴いまして、養豚に関わる畜産関係者の皆様には、下記の項目について、協力いただきますよう、お願いします。

(1) 消毒ポイントでの車両消毒に実施について

①消毒ポイントが2月9日(土)のAM9時から運営を開始します。

②確認農場周辺10km圏内から外へ移動する際には、下記のいずれかの消毒ポイントで車両消毒を受け、消毒済の証明を受けてください。

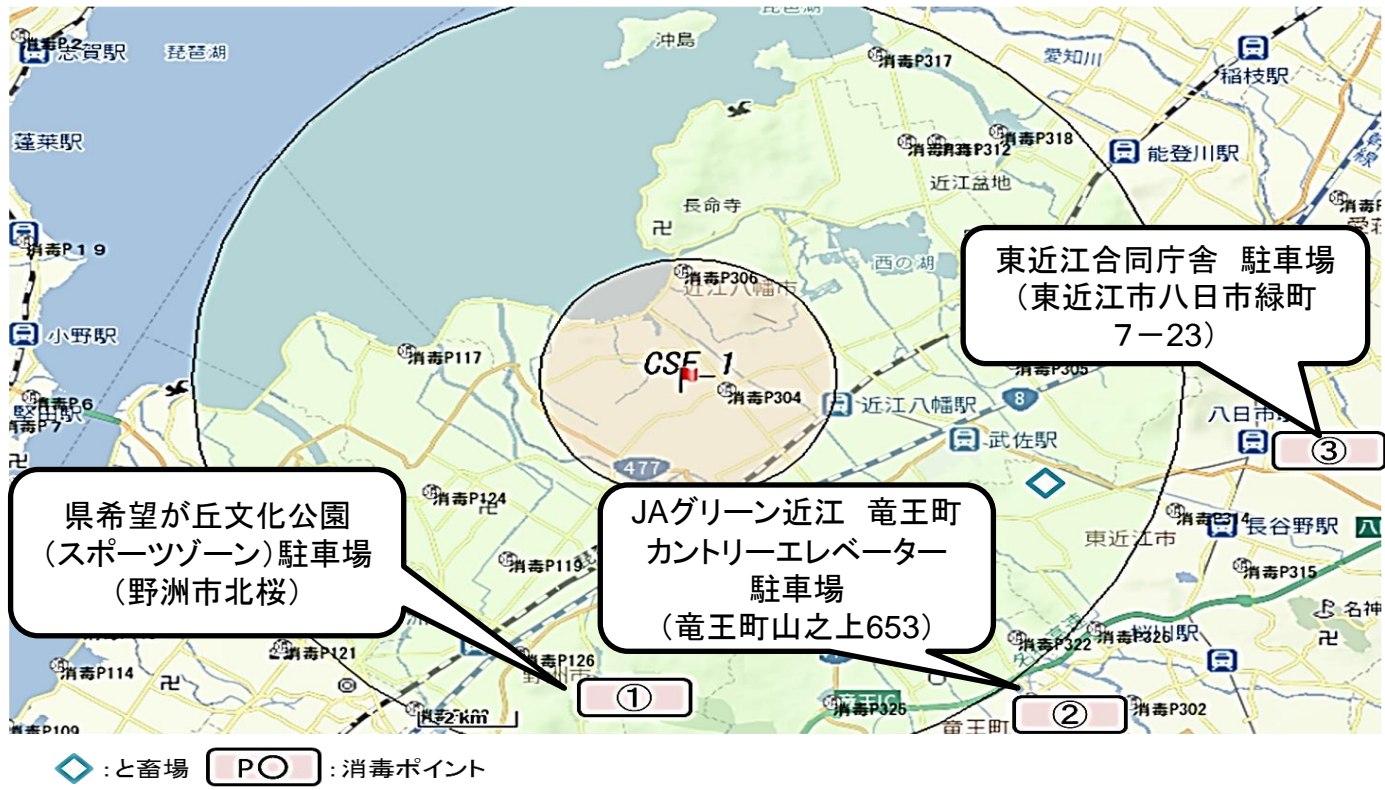
③消毒ポイント運営時間(6時～22時)外に区域外へ移動を希望される場合は、前日までに県対策本部(080-1410-3052)へ連絡してください。

④農場等から営業所などに戻った際には、車両の消毒を徹底してください。

(2) 移動の自粛について

養豚農場へ訪問される際には、発生農場周辺3km圏内の通行は、28日間(3月5日24時まで)自粛してください。

消毒ポイント設置場所



滋賀県家畜保健衛生所

近江八幡市西本郷町226-1

TEL: 0748-37-7511 : FAX: 0748-37-4821

緊急携帯: 090-3613-7486

北西部支所

◇ 高島市今津町弘川249-1

◇ TEL: 0740-22-2145 : FAX: 0740-22-6681

◇ 緊急携帯: 080-6176-8052

畜産農家のみなさまへ

(豚コレラ確認に伴う防疫対応の状況について)

2月6日、近江八幡市内の養豚場において、豚コレラの疑似患畜が確認されました。今回の豚コレラの確認に伴い、養豚関係の皆様には、下記の項目について、協力をお願いしているところです。

(1) 移動の自粛

発生農場周辺3km圏内の通行は、28日間(3月5日24時まで)通行自粛を要請。

(2) 消毒ポイントの設置と車両消毒に実施

①養豚関係者の移動経路を考慮し、消毒ポイントを3か所設置

②養豚関係者が発生農場周辺10km圏内から外へ移動する際には、いずれかの消毒ポイントでの車両消毒を実施

③農場等から営業所等に戻った際の、車両消毒の実施

消毒対象車両は養豚関係車両のみですが、養豚関係車両と同じ駐車場を使用する場合などは、消毒ポイントでの消毒をお願いします。

滋賀県家畜保健衛生所
近江八幡市西本郷町226-1
TEL:0748-37-7511
FAX:0748-37-4821
緊急携帯:090-3613-7486

北西部支所
◇ 高島市今津町弘川249-1
TEL:0740-22-2145
FAX:0740-22-6681
緊急携帯:080-6176-8052